

令和5年第1回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

令和5年3月8日（水曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第5号議案 幸田町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

第6号議案 幸田町職員の降給に関する条例の制定について

第7号議案 幸田町職員の定年等に関する条例の一部改正について

第8号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について

第9号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について

第10号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

第11号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第12号議案 町道路線の認定及び廃止について

第18号議案 令和5年度幸田町一般会計予算

第19号議案 令和5年度幸田町土地取得特別会計予算

第20号議案 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計予算

第21号議案 令和5年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算

第22号議案 令和5年度幸田町介護保険特別会計予算

第23号議案 令和5年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算

第24号議案 令和5年度幸田町水道事業会計予算

第25号議案 令和5年度幸田町下水道事業会計予算

日程第3 予算特別委員会の設置について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 丸 山 千 代 子 君	9番 稲 吉 照 夫 君
10番 杉 浦 あ き ら 君	12番 水 野 千 代 子 君	13番 笹 野 康 男 君
14番 岩 本 知 帆 君	15番 藤 江 徹 君	16番 足 立 初 雄 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君 副 町 長 大 竹 広 行 君

教 育 長 池 田 和 博 君 企 画 部 長 成 瀬 千 恵 子 君
参事(開発担当) 上 原 智 史 君 総 務 部 長 志 賀 光 浩 君
参事(税務担当) 山 本 智 弘 君 住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君
健康福祉部長 林 保 克 君 参事(感染症対策担当) 金 澤 一 徳 君
環境経済部長 鳥 居 栄 一 君 事業調整監兼建設部長 羽 根 洵 關 志 君
上下水道部長 石 川 正 樹 君 消 防 長 小 山 哲 夫 君
教 育 部 長 吉 本 智 明 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 大 須 賀 龍 二 君

○議長(足立初雄君) 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長(足立初雄君) ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

[総務部長 志賀光浩君 登壇]

○総務部長(志賀光浩君) 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

[総務部長 志賀光浩君 降壇]

○議長(足立初雄君) 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者15名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長(足立初雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、1番 田境 毅君、2番 石原 昇君の御両名を指名します。

日程第2

○議長(足立初雄君) 日程第2、第5号議案から第12号議案までの8件と、第18号議案から第25号議案までの8件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、第5号議案の質疑を行います。

8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 第5号議案についてでありますけれども、この議案につきましては、幸田町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備で、8本を一括議案とするものであります。なぜ、もともと本来で言えば、これは定年の引上げに伴うものでありますけれども、定年の引上げが先に来ないで関係条例が先に来たこの理由についてお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回の定年引上げに伴い、関係する条例が幸田町職員の定年等に関する条例及び幸田町職員の給与に関する条例を含めると計10本になったわけですが、この定年条例と給与条例の改正につきましては、ひときわ附則で規定する内容が多く、今回の制定、改正、廃止の全容を少しでも分かりやすくするため、御理解いただきやすくするため、まずはその他8本に係る整備と条例と分けることといたしました。

今回上程させていただいております条例4本を読み進める、理解しようとするに当たっては議員が御指摘のように、定年条例から入ることが結果的に御理解いただきやすかったのかもしれませんが、県及び各市町村におきましても統一された取扱いがあったわけではありませんでしたし、12月定例会にて先行的に議会上程されました隣接の岡崎市、西尾市におきましても、関係条例の整備に関する条例の制定を最初にさせていただきましたので、それを参考にさせていただきました。また、4本の条例の提案順については、関連する複数の条例の改廃は、条建てにより一つの条例で整理するという原則がございます。それに基づきまして、整備等に関する条例を1本目とし、そこから抜き出した形で別に制定及び改正する条例をその次に例規掲載順といたしたところでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 一括提案をされた理由を言われたわけですが、同じく12月議会に提案をされた町村の中でも、こうした定年の引上げの条例を先に提案をし、そして別々の条建てで議案として行っているところだってあるわけです。そうした点からすれば、やはり議員にも分かりやすく、そして質問もしやすい、そういう内容にしていくべきではなかったのかなと私は指摘できるものではないかというふうに思うわけでありませぬ。

そこで、またお聞きしたいわけですが、8本一括で提案をされましたけれども、今回のこの8本の中で正規職員として勤務できる期間が延長されることで、現行の再任用職員よりも処遇の改善はあるわけですが、この関係の8本の条例の中で不利益となるのがあるのかどうか、それについて伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今、議員から、他市において定年条例の改正をまず最初にと持ってきたところもあるという御指摘をいただきました。御指摘のとおり、西三河におきましては碧南市、高浜市においては、一番に定年条例の改正を持ってきているというようなこともあるようでございます。近いところに沿ったという、結果的にはそういうこととございますけれども、確かに先ほど申し上げましたけれども、定年条例から読み進めるという手も確かにあったかなというふうに思っているところでございます。

また、新たな質問をいただきました。今回の定年延長に関する条例の改正等につきましては、他市町におきましても提案のスタイルは様々となっております。関係条例全てをまとめて1本で提案するところや、全て個別提案、一本一本、十何本を出すというスタイルのところもございまして、それぞれ可能ではございますが、本町におきましては先ほども少し触れましたが、議案提出における内容や条文、それらの全容の理解のしやすさと合理性を重視して、定年条例と給与条例を抜き出した上で残り8本を一括してというスタイルで提案をさせていただきました。

定年引上げに伴う条例の改正等につきましては、本町におきましても、60歳を超えても働く気力と余力のある職員に対し処遇を改善した上で、役場職員としての引き続きの活躍を期待しての条例整備となります。この関係条例8本の中では、引用条項や字句の整理のほか、従来の再任用制度の定年前再任用制度及び暫定再任用制度への移行に係る改正、定年引上げに当たっての現行制度とのバランスを取る改正等が主であって、特に不利益になるという改正についてはないというふうに認識をしております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この関係8本の中では不利益になるのではないということですが、不利益となるのが後から出てくるわけでございますけれども、その中で、以前にも幸田町の税条例の改正、いろいろな固定資産とか、そういうような改正の中で一括して提案をされる、そういうことがよくあるわけでございますが、やはり、一つ一つ審議をしていく上で言えば、一括提案で合理的と言われますけれども、やはり深めるためには一本一本やっていくべきではないかなというふうに思うわけですが、このような本当に重大な関係をする改正については、これからそのような取り計らいができますかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員がおっしゃるとおり、関連する条例一本一本を個別に提案をした上で個別に審議をいただいて、より理解をしていただいた上で議決いただくという考え方、確かにあるかと思えます。その一方で、私どもが業務上で例規の制定改正、廃止する等々の例規上の手続のルールとして1つあるのが、一定の事実の発生や法令の制定、改廃に伴って、2つ以上の条例を改廃する必要が生じた場合には、1つの一部改正条例等の本則で条建てにより関係条例の改廃を行うこととなるということで、それぞれ1つの事案に対して複数の条例に関わる場合は1本の条例として、1条 何とか条例関係、2条 何とか条例関係という形で行うという1つのルールがあるものですから、そのルールに基づいてやっていくというケースがあるかと思えます。それが一本一本が

いいか、例規上のそのルールに基づいてやるのがいいかは、そのときの内容にもよるか
と思いますけれども、一応例規上はそういう手続のルールがあるということを踏まえて、
私どもも対応させていただくことがあるということを御理解いただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） ルールがあるということは分かりました。しかしながら、8本も
一遍にやることはないでしょうというようなことであります。例えば、今回の条例の条
建てにつきましてはいろいろなことがあるわけでございます。働き方、定年延長に伴う
いろいろなものとか、減給とかいろいろあって、それから勤務時間、休暇、そして、ま
た育休とか、そういう働き方についてはまた別建てにするとか、そのようにもう少し分
かりやすくやれば、これは職員だって分かるわけでございますので、その辺についてや
っぱり努力していただきたいなということを申し述べて終わりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） ありがとうございます。例規上、手続のルールについては御理
解をいただきたいと思います。また、御指摘をいただきました、とはいうもののという
部分で、関係するものも全部まとめちゃうのがいいか、もう少し複数のグループ分けに
するか、単品でいくかということにつきましては、その時々の内容をいかに御提案をさ
せていただくことによって、議員各位の御理解を得やすくなるかということも十分配慮
しながら努めてまいりたいと思います。そういう意味で、今回、定年条例と給与条例を
そこから抜き出して御提案させていただいているということも少なからず考えてやって
いるよということは御理解いただけたらありがたいなと思います。ありがとうございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第5号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第6号議案の質疑を行います。

8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 今回の条例の制定につきましては、初めてでありますので制定と
いうことでありますが、この中身を見ますと、降給ということで4つの降給があるよと
いうようなことであります。いろいろこれを調べてみますと、こうした降給に関わる
ものにつきましては、以前、人事評価の関係で4段階で評価をしたとき、そのときにた
しかほかのところの自治体では条例を定めているところもあったわけでありまして、幸
田町につきましては今回が初めてであります。

そこで、伺いたいと思うわけでありまして、地方公務員法の第27条の2項で
は、職員の分限処分の種類を4つに定めているわけでありまして、幸田町におきまして、
それに基づく処分というのは法にのっとってあったのかどうか。その点について伺
いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 地方公務員法第27条第2項、職員はこの法律で定める事由に
よる場合でなければ、その意に反して降任され又は免職されず、この法律又は条令で定

める、この条例というのは町の条例ではなくて条と法令の令でございますけれども、で定める事由による場合でなければ、その意に反して休職され又は降給されることがないでございます。本町におきましては、前日の降任、免職及び降給の処分実績はありますが、病気休職などがこの条例に該当するため、休職についてのみ処分の実績がございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 降給につきましては、法律では一切要件を認めておりません。この条例で定めることとされているわけでありますので、今回条例を定めるわけでございますけれども、それでなければ降給処分はできないとされているわけであります。そこで、今回制定する理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 御指摘のとおり、降給の要件につきましては、条例により定めることとされております。今般、定年を延長するに当たり、国家公務員の給与制度と同様に、60歳到達後の最初の4月1日以後における給与の減額措置をいたします。この減額措置が降給に当たるため、本条例の制定が必要となるものでございます。また、本条例の制定に当たり、人事管理上、必要となる可能性がゼロではないため、国家公務員の降給制度との均衡を図る形で条例案を作成をさせていただいたところでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 今回、定年の引上げ等に伴うことで、この条例制定が必要になったということであります。そういうことで考えるならば、やはり、さきに5号議案のときに申し上げたように、定年の引上げ条例を先にしないとなかなかこれは分かりにくい。特に私なんかは本当に分かりにくくて、何度も何度も読んでも分からなかったというようなことで、やはり、まず定年等に関する条例の一部改正、これを先にきちんと理解をしながらでないといけないなというふうに思っております。

そこで、お聞きしたいんですけれども、今回定年等の引上げに伴って、7割に給与が下がるというようなことでこれが必要になったということでございますけれども、この関係からしてまいりますと、不利益処分ですかね、この点についてはどのようなものがあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 降給と申しますと、給料が下がるということでイメージ的に不利益な処分であるかのように解されると思われまます。しかしながら、この降給には管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制のように、その者の職務自体を下位の職務に下げ、その職責を軽くした上で給料が減額される場合も含まれますので、そういった意味合いにおきましては、全てのケースが一概に不利益処分とは言い難い面があるというふうに解しております。しかしながら、不利益な部分も多少なりともあるということも思われまますので、その適用に当たっては慎重を期すべきであるというふうに考えております。なお、結果的に不利益と解される処分を受けてしまうこととなった職員につきましては、県の公平委員会を介して、その正当性を問うことができる救済措置もあることを申し添えさせていただきます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 不利益処分もあるということでございますけれども、その例としてどのようなものがあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） ちょっと要らんことを言っちゃったかなという感じもしますが、例えば今回改正によって定年前再任用として採用される職員については、給料は7割になるということは後ほども出てきますので御理解いただいているかと思っておりますけれども、手当の関係で定年前再任用につきましては、扶養手当、住居手当は支給されません。延長になる者は当然あります。また、先ほど言いました人事管理上の話になりまして、人事評価でEだった者に対して降給等について検討していくこととなりますけれども、その人事評価は上司が評価するわけですが、本人がその評価自体をどう取るかというのは、いろいろな取り方があるかと思っております。気に入らんという場合もあるかもしれませんが、ただ、そういう評価を前提とした対応がなされる場合があるということ。それから、今回の役職定年制等につきまして、根本的な話として自分はまだ元気で頑張れる、責任ある仕事を続けたいという思いがある中でもとにかく第一線は退いていただくというようなことが、不利益といえども不利益かなというふうにと考えるとござります。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 今回の職員の降給に関する条例の中で不利益となる、その1つの例としてE判定のことを言われましたけれども、例えば、今現在幸田町の職員の中でも障害を持つ方々もお見えになるわけでありまして。そうした点におきまして、やはり病欠とかを繰り返したりすると、これがE判定になってしまう。そうするとどうなるんだろうというようなことが言われております。その辺について、やはり、障害を持った方がある一定程度この職場でも雇わなければならないとされているわけでありまして、そうした障害をお持ちの方たちについての降給に関しては、やっぱり、これは慎重にならざるを得ないわけでありまして。ですので、こうした問題につきましてはきちんとその辺のことを加味しながら、不利益にならないようにやるべきだというふうには思うわけですが、その点について伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 例えば人事評価に基づく対応を考えるときに、規定に基づいてきちんとしゃくし定規にやっていくのか、その人の御事情等々も考えて多少さじ加減が設けられるのかということについては、そのときそのときに検討すべきことはあるのかなというふうには思われますけれども、一応その対応は対応として、本人にとって不利益処分と思われることもやらせていただかざるを得ない場合も出てくるかと思っております。それがどうにも気に入らんときは、先ほども御紹介をさせていただきました県の公平委員会に対して救済措置を申し出るなら申し出ていただいて、客観的な御指導、御判断をいただくというケースもない話ではないかなというふうには思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） とりわけ障害をお持ちの方やあるいはメンタル面でなかなか復帰

できないと、そういうようなことも、これは一つの不利益処分の対象ともなってくる、1月の広報にも出ておりましたよね、分限処分について19人あったと。こういうようなこともあるわけでございますので、その辺についてはやはり職員がきちんと物が言える、そのような取扱いで不利益処分とならないようにきちんとその手当をしていく、そういうような考え方の下に立って運用していただけたらというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第6号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第7号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） まず、この条例につきましては、第9条についてのみお尋ねをいたします。

第9条で特例が定められているわけでありまして、1号、2号、3号と3つのケースが定められておりますけれども、いずれも特別の事情がある、それから公務に著しい支障が生ずるというふうにはくっきりとした書き方がされているわけでありまして。これはもう少し具体的にどのようなケースが想定をされるのか、それをお答えいただきたいと思いません。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 基本的な今回の条例のこの9条の中身については、伊澤議員につきましては御理解をいただいているものだと思っております。お尋ねの件につきまして、管理監督職勤務上限年齢制による降任及び管理監督職への併任の制限の特例として、当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職の職員に当該管理監督職のまま勤務させることができるというものが特例でございます。職務の遂行上の特別の事情等がある場合の特例任用といたしましては、先ほど伊澤議員のほうからも御紹介をいただきましたけれども、職員の交替が職務の遂行上重大な障害となる特別の事情がある場合、例えば万博や国体などの特別な一大プロジェクトの推進における重職を務めている場合などでございます。

それから、2点目、当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであり、欠員を容易に補充することができない場合、例えばお医者さんだとか歯科医師などでございます。

それから、3点目といたしまして、当該職務に係る勤務環境、その他勤務条件に特殊性があり欠員を容易に補充することができない場合、例えば山間地や離島などの僻地勤務などが想定をされます。これらの場合には、もともとついていた管理監督職に引き続き留任させることができ、これら特別の事情が解消されるまでの間、7割措置なく最長で3年まで延長することができる規定となっております。

なお、この3点につきましては、現定年条例第4条におきます定年による退職の特例にも同様のケースがうたわれているところでございます。ただし、本町におきます現状からしますと、実質的にはこのようなケースは想定されないものというふうに認識をし

ております。

また、その他これらのケースを除き職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職で、職員の年齢構成やその他のこれらの欠員を容易に補充することができない特別の事情がある場合というのがございます。この場合は、もともと就いていた管理監督職に引き続き留任させるか、同一の管理監督職グループに属する他の管理監督職に後任又は転任することができ、最長5年、いわゆる定年まで延長することができます。ただし、給料は7割措置となります。このケースといたしましては、具体的には、例えば公立の小中学校の校長・教頭という管理職郡におきまして、その組織の年齢別構成の偏り等により後任の補充が困難な場合に、給料は7割になっちゃいますけれども、そのまま校長職という管理監督職グループを特定の人を想定するものではなく、誰か務めてくれませんかというようなケースがございます。ただし、本町におきましては、現時点におきましてもそのような状況、その他該当する職は発生しないであろうというふうに認識しております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今、結構具体的に限定的に説明がございました。1号、2号、3号とも本町のケースではあまり考えられないということで正直に説明をしていただいて、よく分かりました。しかし、私が思うに、例えば管理職がごそっと研修に行ったときに津波でごそっと欠けちゃったとか、そういうケースがあったような場合しか考えられんかなというふうに私は思うわけでありまして。これについては、この解釈を拡大していくと特定の職員に優遇をしていく。今、部長が言われましたけれども、7割減給にならずにいくということは、課長補佐職に降給もされずにそのまま管理監督職として勤務が続けられる。物すごい差ですよ。そういう点で、このどこかに理由づけて人事が扱われると、これはイエスマンが優遇される、そういう可能性にもなりかねません。そういうことになりますと、組織としては非常に問題が生じてくると思いますので、そのような扱いはないようにされるお考えがあるかどうかお伺いをいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まず、今、議員がおっしゃいました、津波で幹部職がごっそり被害に遭った、あるいは互助会の旅行中にバスで転落して丸ごとおらんくなってしまうというような、本当に急遽、緊急事態のときは置いておいてという前提で、それで、この事前通告をいただいて、議員がお尋ねの運用を誤るとイエスマンが厚遇されるというお尋ねについては、今、議員におっしゃっていただきましたように、特定の職員を厚遇する目的で恣意的に特例任用の制度を運用するといった御趣旨かなというような受け止めはさせていただいております。その点におきましては、さきのお尋ねにて答弁させていただきましたように、本町の現状におきましては特例任用を適用するようなケースは実質的には想定されないというふうに思っております。ついては、そういうような御心配には及ばないというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 過去のことをあまり言ってもいかなかもしれませんが、町長選挙で敗れた現職町長が、一職員を選挙で負けて退職するまでの間に課長職に昇任をさせたと。

そういうようなケースも実際に幸田町で行われたケースであります。また、再任用制度においても、幸田町でただ一人、短時間勤務じゃなくて、フルタイム勤務の再任用職員がおります。そこら辺のところ、これは職員みんなが納得するケースでないと、この違いについて理解がされないと思います。そうするとモチベーションも当然下がってきますし大変なことになるので、この定年制というのは、最後は決まっているわけですので、それに合わせて人材を育成していく、その義務が自治体には課せられている、そういうふうには私は思いますので、人材育成はそういう観点でしっかりと対応をしていただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 先ほどの過去の事例、町長選に係る部分については、すみません、私は今その事例がピンと来てないわけですが、もう一方、少なくとも現状において再任用職員でフルタイムの者が1人いるということについては、その後輩である私どもの正直な受け止めとしては、その者に対する厚遇というよりも、使えるものを最大限に使うという人事管理上での判断かなという思いが強いというのが正直なところでございます。今、御指摘をいただきました、今回定年が延長になるわけですが、現制度を前提とした人材育成が肝要であるという御指摘はごもっともでございます。今後肝に銘じて、そのように人材育成を踏まえた制度の運用に努めてまいりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

次に、8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 今回定年の延長措置を前提に、60歳以後の情報提供、意思確認制度を創設をするとされております。この内容等についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 情報提供・意思確認制度につきましては、職員が59歳となる年度において、60歳以後の最初の4月1日以降の働き方や給与等について説明し、本人の意向を確認する制度でございます。その時点での本人意向については法的な拘束力はなく、直前までその意向を変更することは可能でございます。また、59歳となる年度に情報提供を行うため、60歳以後の最初の4月1日までは実質1年以上の期間が確保されます。職員それぞれが延長された定年までフルタイムで働くのか、退職して定年前再任用短時間職員として働くのか、それとも退職して無職でのんびり余生を過ごすのかと、自分の働き方、生き方を検討する時間も十分に確保できるものと考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 今回、令和5年度から令和13年度までに段階的に定年に向かって行われるわけですが、定年年齢と対象職員数ということで資料を出していただきましたけれども、その中で、先ほど言われましたように、フルタイムか短時間勤務か、あるいは退職なのかということで、1年間情報提供の中でしっかり考えながらどうしていくか身の振り方を考えるというものでございますけれども、そうした中で不利益

にならないようにきちんと情報は提供していく、そして、今まで上司であった人がこれからはまた後輩の下で働かなければならないというようなことで、やはり、いろいろなお互いの気まずさも出てくるし、あるいはうまく人の輪がつながっていくこともあるだろうし、いろいろあるかというふうに思う中ではありますが、その辺のところもきちんと情報提供をしながら、不利益にならないような取扱いをしていただきたいということではありますが、また、その点についてはこういった情報提供、そして不利益にならない取扱いというのがどのような形の中で行われるのか、まず、それについて伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 不利益にならないようにということにつきましては、制度上の不利益等々については先ほど前号議案でお答えをさせていただいたとおりでございます。そして、今お尋ねいただいた中で、今回定年が延長することによって、昨日まで部長だった者が、今日からは自分の部下、課長補佐職以下で定年前再任用としているという状況におけるその人間関係については、議員に御心配いただきましたように、私どもも一番心配するところでございます。うまくやっていけるのかなというような心配はあるところでございます。このような状況は、定年が延びる以前の段階から、現時点でも多少なりともあるわけでございますけれども、これがみんながみんな一応定年が延びていくという中で、そういう傾向が一つ強まっていくということでございますので、そこら辺の人間関係については役職定年なり、定年が延長されて60歳以降も働く者の心構え、そして、そういう者がこれからはおるといのが当たり前になっていくという職場環境を踏まえた現職者の心構え、双方がそれなりの心構えをもってよりよい職場環境をつくっていくというような、互いの努力が必要であろうというふうに感じているところでございます。

あと、不利益にならないかというのは、特に思い当たる部分はないということでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この資料によりますと、令和5年度から定年の段階的引上げ期間が始まるわけでございます。令和13年度で完了をするということなんですけれども、今年度、令和4年度は定年退職ということで行われるわけでありまして。その後は65歳まで暫定再任用ということで、この暫定再任用の期間は、これはフルタイムか、それから短時間勤務か、そして退職なのか、いろいろ選択があるということではありますが、その下の段の令和4年度の中でもう既にやられている情報提供ということがあるわけですね。令和5年度に初めて60歳で役職定年をして、令和6年度からは定年前再任用、その後はまだ定年が段階的に引き上げられますので、その期間内ではないということで暫定再任用ということで65歳までいくということではありますが、今年度、令和4年度、情報提供をもうされているわけですね、これを見ると。その例というのはどのような情報提供があったのかなと、その点について伺いたいと思いますが。そうした中で職員がこれからどうするかということで、いろいろと考えていく時間が1年間あるよということで私は理解したんですが、これを見ると既にやられているわけですよ。その辺につ

いてお聞きしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 本日配らせていただきました資料を御覧いただきますと、一番最上段、昭和37年度生まれというのは私どもの同級生の年代でございます。につきましては、今月、令和4年度をもって退職となって、その希望によってでございますけれども、来年4月1日以降、暫定再任用の道もあるということでございます。それで、私どもよりも1つ下の世代、昭和38年生まれ、6人いるわけでございますけれども、この者の世代の方については、令和4年度において情報提供というふうに入っております。実質情報については、今までの協議会でお示しをしたりですとか、それから私どものヒント会議と申しまして、役場の部長・課長の定例会議の後に研修会がございます。そこで、人事秘書課のほうから定年延長の制度というものの概要については説明をさせていただいているところでございます。正式には本議会3月定例会で関係条例等を御承認いただいて制度の確定というふうになりますので、それをもって正式にそういう制度になりますよということを38年組の人には御理解をいただいて、来年度1年かけて自分の身の振りようを考えていっていただくというのが情報提供という意味確認の制度ということでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 分かりました。それで、この表を見ますと、大体令和13年度までに定年が完了するまででいくと、今年度も含めまして40名の方が該当するわけでございますけれども、暫定再任用の期間の中には途中で退職をされる方もいらっしゃるし、いろいろな方もいるかというふうに思うのですが、こうした定年が延びることによって、やっぱり新採用にも影響してくるのではないかなというふうに思うわけでありましてけれども、その辺のところというのはどのような考え方の中で進まれるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） すみません、1点訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど部課長に対しましてヒント会議という、部課長に対して制度の説明を行ったというふうに申しあげましたけれども、実際は部課長ではなくて部長を対象としたタックル会議という研修の会議にて説明をさせていただいたということございました。また、議決をもってという、正式に38年生まれの職員に対して、情報提供については3月28日を予定をしているというところでございます。

そして、すみません、今お尋ねいただいたところを、申し訳ございません、もう一度お願いいたします。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 1年おきに定年が延びるわけでございます。完了するのが令和13年度、9年間で1年おきに定年が延びるといような制度でありますけれども、その中で定年退職される方が、これは今年度を入れますと40人ですけれども、入れませんと来年度からでいきますと、33人になるわけでございます。一応ね、33人になるわけですけれども、こうした方々がずっと定年を延長されるわけでありまして、そうする

と例えば定数に入る人、入らない人、いろいろあるかというふうに思いますが、要するに新規採用に影響してくるのではないかなというふうに思いますが、その辺のところの兼ね合いというのはどのような計画をもってやられるのかお尋ねしたいということでもありますので、よろしくをお願いします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 申し訳ございません。ありがとうございました。

議員が御指摘のとおり、これで定年が延長されますと、定年を延長した者については当然フルタイムの正規職員でございますので、定数内で管理をしていくということになります。御指摘いただきましたように、定年退職者がいない年が隔年で発生をし、多少なりとも新規職員の採用と人事管理上、影響が生じることになると思われま。総務省自治行政局公務員部から、地方公務員の定年引上げに伴う定員管理に関する基本的な考え方及び留意事項等についてとの通知が令和4年6月24日付で発出をされております。ここで、地方公共団体において、質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保するためには、一定の新規採用職員を継続的に確保することが必要であり、退職補充を行うことを基本とした従来の採用とは異なる対応が必要となることを想定すべきであるとの周知がなされております。本町の退職者については、年度途中退職ですとか早期退職などは一定数あると考えており、意思確認制度の下で60歳以後定年前退職者についてもある程度は把握できるというふうに考えております。本町におきまして中長期的な観点に立った上で、行政課題等に基づく業務量の増減を見通すとともに、専門的な知見が円滑に継承できるように年齢構成を平準化することも勘案しながら、退職補充のみに固執しない適正な人員管理を検討していくことが必要であるというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 適切な定員管理ということでありまして、そうした新規採用につきまして、一時期幸田町の職員定数を削減してきた経過があつて、それ以後また増やしてきた経過というのがあるわけですが、そうした中でいろいろな退職の中でごそっと辞められたり、なかったりとか、大変な時期があつたわけですが、そのようなことのないように、やっぱり、コンスタントにきちんと仕事ができる体制づくりといいますか、住民サービスが滞らない体制づくりというのが必要だというふうに思っています。そうした点におきまして、新規採用につきましては一定の管理をしながらやっていくということで、総務省から通知も来ているということではありますが、そうしますと幸田町の現在の定数に加え、これから定年の引上げによって延びるわけでございますので、その辺のところはどのように管理していくのか、ちょっと具体的に分からないものですからお答えいただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 職員の定数については守らなければならない総枠として現にあるということで、定数は守るというのが大前提ということでございます。その一方で、行政として処理していかなければいけない業務があるということで、それに支障を及ぼせない体制はつくっていかなければならないということがございます。これで来年度以

降から定年が延長されることによって、実際に60を超える者、今回で言うと、スタートでいきますと昭和38年生まれの職員たちが、この定年延長の制度が導入されたことによって、この制度に乗っかって定年を延長していくのか、定数外の道を選んでいくのかということのをこれからの確に把握しながら、定数管理を踏まえた人事管理をしていくということになるかと思えます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） ですから、定年の引上げに伴って、職員の方がどちらの道を選ぶかということで、この定数の範囲内の中で不利益とならないような、そういう取扱いというのはやっぱりいかんというふうに思うわけでありますので、その辺を十分注意しながら、新規採用と同時に65歳までの年金受給のときまできちんと職員の不利益にならない取扱いというのをやっていただきたいなということを申しまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 不利益にならないようにということで、議員が職員のことをおもんばかって御提言をいただいているということで、そのお気持ちをありがたくいただいて、制度の運用に努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第7号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時55分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第8号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 役職定年制が設けられることによって、役職降任が行われるようになってくるわけでありますが、これは部長級それから次長級、課長級、主幹級いずれも号給から課長補佐級へ7割対応する号給に降任をされるということで間違いないでしょうか。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制では、組織の活力維持のため管理監督職6級以上の職員について、60歳到達年度の翌年度の4月1日に非管理監督職5級以下へ降任する制度であります。これ以後、当該職員は新たに管理監督職に就くことができなくなります。管理監督職の職員は、上限年齢60歳到達年度の翌年度の4月1日に基本的に全員が課長補佐級へ降任となります。もともと非管理監督職の職員は降任はされず、従前のままの役職の留任となります。その基本給は、職員が60歳到達後の最初の4月1日、これを特定日と申しますが、以後、7割水準となります。管理監督職の職員が役職定年により降任された場合、そこからさらに7割措置

と二重に引き下げられることとなります。そのため当分の間は、管理監督職上限年齢調整額が基本給として支給されることとなります。したがって、まずは部長だったら7級から5級に役職定年するというので、級が下がることによって給料が下がる。そこから7割になっちゃうと、実質もともともらっていた給料よりは7割以上へこんじゃうこととなります。そういうことではなくて、もともとのところから7割のところまで収まるように、その二段で下げた分の差額の部分については調整額として支給をすることによって、もともと部長時代にもらっていた給料からの7割のところまで最終的には収まるというような形になります。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 7割になるということでありまして、これが給与はそれで分かるわけでありまして、退職金にどのように影響してくるのがよく分からないわけでありまして。経過措置を経た後には、将来的には5年間の勤続年数が加算をされるわけでありまして、この場合の退職金の計算はどのように変わっていくのか教えていただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 退職手当につきましては、本町が所属をいたしております愛知県市町村職員退職手当組合の規定によることとなりますが、基本的には国家公務員と同様の考え方になります。60歳に達した職員につきましては、定年引上げに伴う給料月額7割措置がされることとなりますけれども、退職手当の基本額の計算に当たっては、ピーク時特例なる特例が適用されます。これは、60歳到達日後の最初の4月1日以前で最も高かった給料月額を基準に計算をされるというものでございます。つまり、60歳到達年度の末日以後に退職した場合は、定年延長以前の規定において60歳到達年度の年度末に定年退職した場合と同額になるという計算になります。逆に申しますと、今、議員がお尋ねの61から65まで働くといった場合、この5年間という意味でのお尋ねの部分もあるかと思っておりますけれども、それについては加味をされないということでございます。実際の支給率については、勤務年数が35年以上は支給率は変わらないということでございますので、どちらにしろ影響はないのかなという気がします。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） ピーク時特例があるということで、それがないと下がっちゃうことになるなということで心配をしたわけでありまして。逆に、もしそれがないと、それならば降任をされない管理職を延長した職員との間に大きな開きができちゃう、そういうことがあるとやっぱり問題だなと思ってお尋ねをいたしました。そういうことならば一つ安心をしたわけでありまして、現行制度との関係でちょっとお尋ねをいたします。

今現在、60歳定年の中では再任用とそれから外郭団体ですね、社協ですとか、そういうところへの再就職のあっせんと言ったほうがいいのか、そういう形で60歳定年以降の方々を処遇をしてきたと思っておりますが、今後はどのように扱われていくのか、そこら辺についてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まずは職員の退職手当についてお心遣いをいただきまして、あ

りがとうございます。

それで、新たにお尋ねいただきました。60歳以降、定年延長が完成した65歳までの働き方の選択といたしましては、一つが正規職員としてフルタイム勤務で働く、もう一つが定年前再任用職員として短時間勤務で働くということになります。定年前再任用短時間勤務制とは、60歳到達日後の最初の4月1日以後に、定年前に退職した者を短時間勤務の職に再任用することができる制度であります。定年前再任用に当たってはフルタイム勤務はなく、その任期は、定年前再任用の日から常勤職員であった場合の定年退職日相当日までということでございます。

これまでとは異なり、退職職員のためではなく、外部団体の都合による職員あっせんが必要となることも予想されます。本件については、外部団体における処遇の整備を前提に、役場を退職の上でその団体の職員とするか、あるいは、派遣条例等を整備の上で役場職員の身分を持ったままでその団体への派遣とするか等の様々な可能性をこの1年で探っていくことになるかと思われまます。国は、平均寿命の延伸や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期職員に最大限活躍してもらう意図で法律を改正し、定年引上げ制度の導入をいたしました。そういった社会背景を鑑みますと、町職員あるいは外部団体等の職員として、いずれにせよこれまで培った経験と豊富な知識を生かし社会で活躍することが期待されるところでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今、外部団体にあっせんをされている職員については、ほぼほぼ今の短時間再任用職員の年収に近い形で処遇されているというふうに思うわけですが、これからは基本はフルタイムの職員がベースで、給与水準というんですか、そういうものについてはそれをベースにされていかれるべきじゃないかなというふうに思うわけでありまます。あちらとこちらでは年収に大きな格差が生じるというようなことでは、やはり、いろいろと問題も生じてくると思いますので、そこら辺は1年かけてしっかり将来に問題が起きないように仕組みにさせていただきたいとお願いをしておきます。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員が危惧されることよく分かります。定年が延長されたことによって、役場で引き続き仕事ができる者、一方、外部団体からの御要望に応じて外に出た者、それぞれの均衡というものについては十分留意をしていかなければならないというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

次に、8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 定年延長に伴って、今後、職員が60歳を超えて勤務し続ける場合、7割になるわけでございます。これは、特定日後の職員の給料月額等の中で7割措置というふうになってきておりますけれども、この7割措置にするその根拠についてお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今般、国家公務員において情勢適応の原則により、民間給与に

おける高齢期雇用の実情を考慮し、再雇用の従業員を含む正社員全体の給与水準を参考にした結果、当分の間は給料月額7割措置ということに国家公務員においてなされました。地方公務員の給与については、地方公務員法第24条第1項において、その職務と責任に応ずるものでなければならないとする職務給の原則がある一方で、国家公務員の取扱いを考慮して決定することとされており、今回、国家公務員と同様の考え方により7割に減額するというものでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 60歳時の7割に引き下げるとしたらどれぐらいになるのかということでございますけれども、これは退職金との関係で先ほど伊澤議員からの質問で分かったわけでありまして、先ほども言われました人事院の関係を言われたわけでありまして、国家公務員を参考として規定をしていくというものであります。人事院の調査で調べてみますと、民間の再雇用と比較をした場合、61歳時の給料は民間は76.2%というような数字であったわけでありまして。この7割にするとしたら、これは民間との差が大きく開くのではないかというふうに思うわけでありまして、また、この7割では最低生活水準になるのではないかと思うわけでありまして、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 国家公務員法及び地方公務員の規定の趣旨に基づき、国家公務員及び地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料として、人事院において職種別民間給与実態調査を実施しております。

令和4年職種別民間給与実態調査では、定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みがあると回答した事業所について集計をしております。標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合、60歳を超えて受ける年間給与水準の割合は、課長級で77.4%、非管理職で77.4%、同率でございました。先ほども申し上げましたとおり、地方公務員の給与については国家公務員の取扱いを考慮して決定することとされており、本件についても国家公務員の取扱いに準じて必要な措置を講じられたいと、国通知等で示されております。それを受けての7割措置ということでございます。この民間との差が結構あるじゃないかという御指摘、公務員に対するお心遣いをいただきました。そこら辺についてはありがたく受け止めさせていただいて、今後の国等の動きを注視していきたいと思っておりますが、実際の給料額については30代職員と同程度となる見込みであり、各種手当や期末勤勉手当を含めれば、60歳を超えて年金支給が始まるまでのつなぎの期間としては何とか生活はしていけるんじゃないかなというふうに捉えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 7割になりますと、30代の職員と同程度という給与水準になるということで、何とか生活していけるのではないかということですが、そうしますと逆に考えれば、今、30代公務員でもなかなか大変で共働きをしないと生活ができないというようなこと、また、今の物価高のこうした現状の中で、これが最低生活水準になるのではないかというふうに考えられるわけでありまして、その点についてはいか

がでしょうか。幸田町において、年金支給までゆっくり過ごせるのかどうなのか、生活できるのか、その点についてはいかがなんでしょうか。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） そこら辺につきましては、その人それぞれの生活のスタイルというものもございます。ですから、一概には言えないかと思いますが、そんな余裕のある生活はできないかもしれませんけれども、何とか5年をしのぐというのが現状で、そう言うしかないかなというふうに思います。議員が御指摘のとおり、民間との差というのが歴然とした状況がこの先も続くようであれば、先ほど申しましたように、国においても何らかのそういう対応がされてくるものだと思いますので、そこら辺を見逃さないように適時対応してまいりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第8号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第9号議案の質疑を行います。

8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 出産育児一時金が今度引き上げられるわけでありまして。この出産育児一時金の平均支給額ですね。この最低と最高はそれぞれ幾らになっているのか、まず先にお伺いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 本町の出産費用でございます。こちらが、対象期間を平成31年の4月から令和5年2月の末まで3年11カ月を確認、集計をいたしております。全てで75件になるわけでございますが、最低の額は34万3,000円、最高額は62万円となっております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） ありがとうございます。今、全国各地でも出産費用が非常に高いということで、今回引き上げられるわけでありましてけれども、町内におきましては最低が34万3,000円であったということでありまして、いずれにいたしましても出産費用が高くなってきていることは62万円ということからも明らかであります。

そこで、次に産科医療補償制度、この掛金でございますけれども、今までは3万円だったわけでありまして、この3万円につきましては本人のほうに支給されなくて、直接産科医のほうに支払われていた制度だというふうに思うわけでありまして、この掛金が1万2,000円と今回なっているわけでございます。この1万2,000円になった理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 産科医療補償制度の掛金が1万2,000円になった理由ということでございます。

現行の掛金につきまして1万2,000円というわけでございますが、2020年、これは令和2年の12月に開催をされました厚労省社会保障審議会医療保険部会におきまして見直しの議論が行われておりまして、この部会の中で1分娩当たりの掛金につい

て、令和4年の1月1日以降に出生したお子様に適用されるということで、1万2,000円とすることが了承をされております。

それから、先ほど当初は3万円、これが平成21年の1月、この制度の掛金ができたときは3万円だったと。それが、1万2,000円に引下げになっているわけでございます。この引下げの理由といたしましては、近年の周産期医療の進歩によりまして、補償対象となる重度脳性麻痺児が減少していること。もう一つは、訴訟件数等も減少している、そういった理由によりまして、この掛金額が引下げになってきているということでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 分かりました。そうした事故等が少なくなっているということでありまして、掛金が少なくなった理由が分かりましたが、この産科医療補償制度の扱いでございますが、今までは直接たしか医療機関のほうに支払われていたものが、本人の中には42万円が入っていたわけですね、改正される前は。ところが、今回の改正によって、産科医療補償制度も含んで引上げ額と合わせて50万円を本人のほうに支払われるような仕組みになるということでもありますけれども、その点についての出産育児一時金と産科医療補償制度の金額が一括になったその理由についてお聞かせください。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 議員の御質問につきましては、産科医療補償制度の扱い、それから医療機関等の支払い、この内容についてちょっと御説明をさせていただきたいと思っております。

被保険者の経済的負担の軽減、また医療機関における未収金等をなくすために、平成21年の10月から直接支払制度というものが導入をされておりました、直接支払制度が導入される前につきましては、受領委任払制度というものもあったわけでございます。現在と同様の対応ができていたわけでございますが、わざわざ事前に役場の窓口まで来庁していただく必要がございました。また、そうでない場合は、制度を利用しない場合は、立替を医療機関のほうで本人さんにしていただくという必要があったわけでございます。それが、先ほどの平成21年の10月から直接支払制度というものができまして、保険者である町が産科医療補償制度の掛金を含めた出産育児一時金を分娩機関へ直接支払う仕組み、実際には支払機関を通じて、国保連等を通じて支払う仕組みとなっております。それで、被保険者にとっては一時的な立替等をしていただく必要がなくなったということでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 直接分娩費用につきましては医療機関のほうに支払うということですが、先ほども最初にお聞きをいたしましたように、75件の中で最低が34万3,000円、最高が62万円というふうになっているわけでありまして、今回50万円を直接医療機関に支払うとするならば、例えば最低の金額で支払われた分については、この差額はどのようになるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） それでは、具体的な答弁というふうにさせていただきたい

と思います。

現行は42万円でございますが、この改正によりまして50万円が必ず支給されるという形になります。例えば出産費用が50万円を超えてしまった場合、その場合は医療機関の窓口でその超えた分を本人にお支払いいただきます。50万円は自動的に支給がされているという形になります。それから、ピタリ50万円であれば、全くそのまま負担がございません。それから、50万円に満たない場合ですね。例えば40万円とかでできたということでしたら、これは50万円というのは必ず支給をされますので、後日、町の窓口に来ていただきまして、差額分の10万円、こちらのほうの差額支給申請手続を取っていただき、町のほうから本人様に10万円をお支払いするという形になっております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 50万円を超えた分につきましては直接医療機関で退院するときに支払えばいいわけですがけれども、満たなかった場合にまた町のほうに来なくちゃいけないと。こういう制度が、やはり、これは何回も足を運ばなくちゃいけないというようなことになるわけでありますので、その辺のところは産婦の方に負担がかからないように手続ができる方法というのを考えていただきたいなど。役場の窓口で足を運ばなくても直接本人のほうに支払える、そういう書類上の手続になるわけでありますので、その辺のところをあらかじめやっていくべきではないかなというふうに思うんですが、その辺を考えていただきたいなというふうに思います。

それから、岡崎医師会の中で産科医療補償制度に加入している医療機関の件数についてお答えください。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほどの50万円に満たない場合の取扱い、これは現行では町の窓口で直接おいでいただくということで、この点については何ら変わりはないわけでございますが、先ほど議員が言われたように、やはり、今後そういったいろいろな手段、方法等を町のほうでも考えていきたいと思っておりますが、他自治体とか国の動向のほうもちょっと確認をしていきたいというふうに思っております。

それから、岡崎医師会管内で産科医療補償制度に加入している医療機関につきましては、10の医療機関というふうに確認しております。この10件につきましては、この制度を運用しております公益財団法人日本医療機能評価機構というところがございまして、そちらのホームページの中で確認をしたものでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 岡崎医師会管内では10機関ということで分かりました。

先ほどの問題に入りますけれども、例えばこうした手続関係で言うならば、例えば高額医療費の問題でもそうなんですが、直接多額の費用を用意しなくても安心して治療が受けられるような、そういう制度として先に手続を行って、そして直接払いになる、そういう制度がありますよね。それと同じように、今回も例えばその医療機関の中で大体退院するときには金額が幾らか分かるわけでありますので、あらかじめそういう書類で記入をしていて、差額が出た場合は郵送等で手続をするとか、そういう方法もあるかと

いうふうに思うんですね。そうした書類上の手続の関係で産後の産婦に負担がかからない、そういう方法も考えていただきたいなということでもありますので、その辺をよろしく願いをして質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほど議員が言われました高額医療費、こうしたものにつきましても一度登録をしていただきますと、2回目の口座変更がない限りはそちらのほうという形で簡略化されているというふうにたしか認識をしております。子どもが生まれた妊婦の方でございますので、できるだけ御負担をかけないように町としても考えていきたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第9号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第10号議案から第12号議案までの質疑を行います。

以上3件は、通告なしであります。

以上で、第10号議案から第12号議案までの質疑を打ち切ります。

次に、第18号議案の質疑を行います。

8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） それでは、令和5年度の一般会計の予算についてお聞きをしたいというふうに思います。

まず、町長の施政方針の中でいろいろな事業が取り組まれていて、それを公表もされているわけですが、この新年度予算における財政的な裏づけの関係で財政運営についてお聞きしたいと思います。

今回歳入の中では、財政調整基金が13億9,800万、そして、また教育基金が2億円ですね。これを活用して事業を推し進める、なおかつ、ふるさと寄附金が好調ということで30億を計上をされているわけですが、来年度の予算につきましては、200億を超える過去最大の予算規模となっている中で、ふるさと寄附金、いわゆる30億の中の半分でありますので15億、これは財調も取り崩して合わせて30億の金額がなければ財政運営できないというような事業になるわけですが、この点について、この財政運営について町長のお考えをお聞かせください。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 新年度予算につきましては、施政方針にありますように、今回は備えて、守る、拓く、つながるまちづくりとしての一步を踏み出す新しい町への挑戦ということで、お話がありましたように過去最大額の予算規模ということで、200億7,000万円ということになります。予算規模につきましても、私が着任しまして、令和2年、3年、4年ですか、細かい数字はちょっと差し控えたいと思いますけど、令和2年は176億、令和3年は180億、令和4年は194億でありました。毎年のように数字が上がっているということは間違いございません。これについては、やはり、2020年1月に発生しましたコロナであります。この対策にずっと令和2年以降、実質的には対応させていただく、特に社会経済が制限されたり制約される中で、様々な間違い

なく個人へのワクチンなどの感染予防対策、これは十分最優先ではありましたがけれども、各種団体の運営だとか、それから、あらゆる世代の方々に対する支援メニューだとか、そして事業者の方々も困窮しているような状況にあって、何らかの形で生業が成立するように形で支援していくということの反映の中で、やはり予算規模が大きく膨らんだというのも一つの一因ではないでしょうか。とはいえ、私も、やはり、これだけのコロナ禍でありながら、この町の人口が本当に増えてきているという中で、5万人という数字を考えていこうと思うと、ただ人口が多い、ただ人が住んでいる世帯が多いということではなくて、やはり、それだけの人口規模が増加した場合は公的施設の充実だとか、それから利便性のある施設、これはやっぱり望まれると思います。そういった意味で種をまかなくちゃならない、また逆に、もう既に果実が必要だと。これは、やっぱり学校ですよね。学校の建設は速やかにやらないと、子どもたちの登下校にも支障が出てくるということでもあります。そういった意味で、それとは別に計画の中に位置づけたものの中で、期限があるから今のうちに手がけなくちゃならないと。例えば、老人保健福祉施設のようなものでございます。こういったものもある。それから、段階的に進めていかなくちゃならないものもあるんです。例えば、郷土博物館もそうであります。それから、スポーツ施設として屋外運動場、屋内の体育館等々も段階的に進めていく必要があるというものでございます。

そういった中で、今年の今言われましたように幸田町の御心配をされます新年度予算における財政上の運営等々ということでもあります。今、お話がありましたように、しっかりと健全な財政運営に手がけるということとはもう間違いのないわけではありますが、個々の歳入の資源を分析しますと、町税が収入の要の財源でありますので、堅調な収入を見込んで確実に収納していくということ。ふるさとの寄附金につきましてお話がありましたように、町税に次ぐ重要な財源であることは強く意識しております。こういった規模拡大を目指した施策を積極的に手がけて、さらなる収入増につなげていく必要があると思っております。そういった意味で国県支出金、その他の特定財源、これは必要であります。その動向について常に注視をしながら、年度途中になってもそういった支援メニューの確保が見込める場合には積極的な確保を狙っていくということでもあります。普通建設事業、後ほど私の優先的な今年どうしてもやりたい事業は一部紹介させていただきましても、やはり、総合計画の実施計画を着実に実行する上で将来を見据えた投資を時期を逸することなく行っていくということでもあります。財政調整基金も投入をせざるを得ないという事情がございますが、基金の繰入れ、起債については当然後年度負担に慎重に検討した上で計画的に運用をするということについてはしっかりと努めていきたいと思っております。

歳出ということで、どのような事業を優先的に進めていくかという視点も必要でございます。私にとっても、今言いましたように、あらゆる事業メニューが必要であるということは言えますけど、やはり、コロナ対策は間違いなく人の健康、営みに支障が出ることでありますので、コロナ対策は最優先でありますけれども、そういった中で幸田町の主要的な事業、特にいろいろな幸田町の今回の事業紹介をしていく中でも出産・子育て応援事業、高齢者の生きがい対策としてのシルバー人材センターの移転を含めました

大草広野の地区構想、そして長嶺北部の福祉医療ゾーンの開発構想、特に老人保健施設を何とか引き出していくということでもあります。それから、三ヶ根駅の周辺のバリアフリー対策、そして、深溝小学校、豊坂小学校の整備事業は今年中に必ず仕上げなくちゃならないということでもあります。そして、先行的に取り組んでいけという国の支援メニューも実はあるわけでありまして、ゼロカーボンシティだとかSDGsだとか、そしてDX、GX、こういった事業を先駆けて先行的に取り組むことによって、その自治体を応援していくというようなメニューが結構出ているので、そういった事業も進めていかなくてはなりません。そういった意味では、最終的には安全安心、減災・防災等々も必要でありますので、消防用自動車整備事業もこの新年度予算の大きな柱として進めていきたいと思っているところでございます。こういうデジタル化ができることによって、生産性を上げていくということが本来の目的であるので、それによって最終的に行政改革だとか、人件費の削減、そういったところにも持っていかなくてはならないということで、そういった支出においてもしっかりと改革を行いながら、財政運営の健全化に努めていくというのが私の考え方であります。すみません、基本的考え方なので、それぞれの事業がどれだけこの予算でということは差し控えさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） いろいろとやりたい事業、やる事業、そういうそれぞれを盛り込んだよということでもありますけれども、しかし、2020年からコロナが始まって、そして、コロナ対策に終始をするというようなことで、これは国の補助金やあるいは地方創生臨時交付金等でいろいろ対応されてきているわけですが、それ以外にいろいろな事業を打ち出してくると、それに伴う裏づけというのがやっぱり出てくるわけですね。そうすると、例えば先ほど町長が言われましたように、まずは種まきもしなくちゃいけない。そして、今やるものも充実させなければいけない。やはり、こういうことでどんどんどんどん財政規模が膨らんでいく。そうしますと、じゃあ、実際コロナを抜きにしたことを考えれば、幸田町の財政力といえますか、一般会計の総予算額はどれぐらいになるのかというふうに考えた場合、コロナを抜きにした場合、それを基にやっっていかなければ、どんどんこれは膨らむ一方じゃないかと思うわけでもあります。そうした中で来年度におきましては、ふるさと寄附金の中での実質の実入りは15億、そして財調が16億ですね。そして起債、町債が約7億と、こういうことをしなければ回っていかない財政運営というのはいかがなものかというふうに思うんですけれども、その辺のところを、やはり歳出の中で見直すべきものもきちんとやっっていかないと、どんどん膨らむ一方ではなかろうかなというふうに思うのですが、その辺のところの調整というのはどう行われたのか伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 今回、今はちょっと補足しなくてはならないのは、やっぱり地域の切実な要望、生活道路だとか、いろいろな地域における必要な施設のこともちょうと申し遅れちゃったわけですが、そういったことも加味せなならんという中で、例えばリーマンショックのときは物すごい財政規模が120億ぐらいになったときもあるか

もしもありません。様々な種まきしながらこういう事業がやりたいということは申し上げてはおりますが、やはり、これから議会の基本条例にもありますように、いろいろな施策の一つ一つはそれぞれ施策を進行していくときの背景、その積算根拠、そして、なぜ必要かというのは当然議会の中で様々な議論を経ながら、それはやってもいいよ、これはやらないほうがいいよと、又は違う事業をやったほうがいいよと、又はこれを先行してやらなくてはならないよというのは常に議会の議論の中で出てくることであると思っておりますので、そういったところで議論を受けながら、わきまえた上で財政規模をそのときそのときの水準に合わせながら、歳入歳出がどうやって調和させるかということをしかりと捉えながら進めていくべきであると思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） ありがとうございます。本当に心配する声はかなり多いわけでございまして、今の幸田町の財政は大丈夫かという声があるわけでございまして。そういう中で優先する事業、そしてちょっと見直す事業、その辺のところをきちんと考えながら、やはり健全な財政運営に努めていただきたいというのが誰しもの願いでございますので、その辺のところを議会の中でもチェックしながらやっていくべきではなかろうかなというふうに思っております。

次に、副町長にお聞きをいたします。

職員の働き方の改善についてであります。幸田町の職場の中におきましても、メンタル面という中で中途退職やまた休職等も増えてきている中で、その辺の改善についてどのように副町長としてはやっていくおつもりなのか伺いたいということと、それから、こうした穴が開いている職場においてもその補充、この辺をどう考えるのかということとであります。また、職員の派遣後の補充体制もしかりであります。その辺について過度な負担にならない働き方もきちんと改善をしていく必要があるのではなかろうかと思うわけですが、その点について来年度ではどのようにしていくおつもりなのか伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副町長。

○副町長（大竹広行君） 丸山議員から2点の質問をいただいております。

まず、1点目です。職員の働き方改革についてでございます。

これまで一般質問等においても、職員の健全な業務体制や長期欠勤者などへの対応について御質問をいただいております。現時点におきましても、長期休暇取得者等に伴う人員不足による一部職員への業務過多が解決できているとは言えない状況でございます。このような人手不足につきましても、年度途中では直ちに職員採用で補充することはできません。よって、それぞれの部署において、今いる職員で業務を再配分したり、場合によっては会計年度任用職員の応援などにより何とか業務を継続しているのが現状でござ

ございます。このような状況は、4月1日付の人事異動において体制を整えるとともに、来年度におきましては、国が発出しました自治体DX推進計画に基づき、役場の業務においてもデジタル化の推進により業務改善が可能となる業務についての課題を明確にし、また業務改善の方法を探ることで、職員の働き方改革につなげていきたいと考えております。

また、職員派遣後の補充体制でございます。職員を派遣した場合の職員の補充につきましては、年度途中からの派遣開始などにおいては、タイムリーな補充や支援が難しいのが現状でございます。毎年4月1日には役場全体の組織体制を踏まえた上で、可能な限り適切な人員配置に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 4月1日時点での人員体制を整えるよということではありますが、年度途中になると難しいということでもあります。年度途中じゃなくても年度の終わりで、例えば一部の部署で大量に退職というようなことも聞いております。そのような状況の中で、一部のところでの何名かの退職が行われる、それはやはり問題じゃないかということでもあります。せっかく入った職場で中途退職をせざるを得ない状況に追い込まれるというようなことのないように、やはり、人事秘書課の中でも適切な対応をしながら、そして、なおかつ過重負担とならない業務体制づくりというようなことも必要であるというふうに思いますので、十分その辺のところの対応をよろしく願いをしたいと思っております。

次に、35人学級の推進についてお伺いします。

教室不足が生じるということで、深溝小学校や豊坂小学校等では増築が図られるわけですけれども、これがほかの6小学校の中では、実際のところ6年生までいった場合はどうなのかということでもあります。それと同時に、中学校の2年、3年というのは、文科省はまだ発表をしておりませんし、推進の方向でもないということから考えると、近隣の自治体等では独自の施策の中で少人数学級の推進を進めているわけですので、そうした少人数学級の早期実現、その点についての予想される教室不足、それと対応というのはどのようにされるのかお伺いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 教育長。

○教育長（池田和博君） 一人一人に寄り添うきめ細やかな教育の実現のために35人学級は有効であり、教員の目がより行き届きやすくなるとともに、教室の空間にゆとりが生まれることのメリットはとても大きいと言えます。

国の方針として、おっしゃられましたように、令和5年度には小学校1から4年生において35人学級を実施し、令和7年度までに小学校の全ての学年が35人学級となることが決まっております。加えて愛知県は独自の措置として、小学校で国の1学年前倒しの実施と中学校1年生での35人学級を実施しております。国、県の措置の下、令和6年度には小学校全学年と中学校1年生が35人学級ということになります。

35人学級における教室不足につきましては、先ほどお話をいただきましたように、小学校においては深溝小学校と豊坂小学校が対象となります。そのため深溝小学校にお

きましては、令和5年度から6年度にかけて6教室分を、豊坂小学校につきましては、令和5年度に2教室分の校舎を増築いたします。中学校においてであります、令和6年度以降、中2、中3を35人学級で対応するという試算をした場合、幸田中学校と北部中学校につきましては、既存の施設で対応可能と予測されます。一方で、深溝小学校、豊坂小学校からの入学者数が増加する南部中学校におきましては、令和8年度以降に教室不足が予測されます。そのため南部中学校につきましては、35人学級に対応できるように、令和6年度以降に校舎の内部構造や教職員増に備えた印刷室等の増設などを進めていくよう今後検討してまいります。

併せて、先ほどおっしゃられました中学校2、3年生の35人学級の早期実施についての考え方がありますが、中学校2年生、3年生につきましては、国による小学校35人学級が達成される令和7年度に愛知県独自措置が加わると、中学校で2学年が35人学級となり、令和8年度には中学校も全学年が35人学級となることとなります。幸田町としましては、中学校の35人学級の実施について有効性は十分あると考えておりますが、令和7年度までに南部中学校の校舎の内部改造等を進めるとともに、中学校35人学級の実現を他市町村と共に国、県に強く要望していく考えであります。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 小学校の高学年、5、6年生を見ますと、やはり体も大きくなってきて、教室が本当に狭く感じます。と同時に、中学校ではそれ以上に狭いわけですので、そうした点におきまして、子どもたち一人一人に目が行き届く、それは、やはり少人数学級の対応ではないかなというふうに思うわけであります。そうした点におきまして、国の方向を待つまでもなく、自治体独自で少人数学級の推進というのを行ってきているわけでありまして、みよし市では全て少人数授業とか、西三河の中でも実現をしてくしておりますし、また岡崎市などでは32人学級の推進ということで、国の基準以下に抑えながら、子どもたちの行き届いた教育を進める、そのような方向を出しているわけでありまして、また、自治体独自での教員の配置も進めながら実施をしているわけでありまして、幸田町においてはそのような考えというのはないのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 教育長。

○教育長（池田和博君） 教育委員会としましても、他市町が少人数学級を実施している、あるいは実施予定であるということは承知をしております。一方で、どこの市町におきましても、今少人数学級を実施しているところにつきましては、いわゆる担任ができる常勤講師の確保というのが一番大きな課題であるようであります。幸田町としては加えて、南部中学校の教室が、クラスが来年度以降、毎年1学級ずつ増えていくということに対する対応をやっぱり先にちょっと考えて、その後、少人数学級については検討をしていくということが今は現実的ではないかなと考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） だんだんと幸田町の児童生徒が増えるにしたがって、教室数も必要になってくる。それに伴って、先生の配置というのにも必要になってくるわけでございます。そういう中で、実際に中央小学校の中では担任が不足をするという事態も伺いま

した。校務主任、教務主任でしたかね、先生が対応するというようなことになってきているわけですが、来年度の予算の中では、この教員不足、これというのは幸田町の6小学校、そして3中学校で教員不足が発生するおそれがあるのかどうか。それとも、全ての学校の中で教員は確保できるのかどうか、その点もお聞かせください。

○議長（足立初雄君） 教育長。

○教育長（池田和博君） 小中学校の現在のいわゆる教員定数についてであります。国・県の措置の中でいきますと、県のほうからいわゆる教員を配当していただけると。いわゆる町単独の予算で担任等の分について予算措置をしているということは現実にはございません。したがって、独自措置を実施したとなると、その部分はもちろん町の持ち出しということになりますので、現在のところはそういったことはありません。

一方で、教員不足につきましては、幸田町も正直大変苦慮しているところであります。産育休でお休みになられる方等もお見えになりますので、人事としては、いわゆる常勤講師を県費の中で今探しているという状況で、幸田町につきましても若干の欠員が生じるという予想が今立っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 幸田町では、これは県あるいは国の方針に基づきながら少人数学級を進めているところであります。町独自の少人数学級はもってやっております。そうした点でいきますと、本来であるならば県のほうできちんと手当をしていく。ところが、実際は校務主任が担任をせざるを得ない状況とかが発生しているわけですが、その辺のところは来年度は解消するということになるのでしょうか、併せて伺いたいと思います。やはり、教員の確保というのは大事でありますし、また同時に、公務や教務、そして教頭先生とかが担任を持ったら大変でありますし、ほかのことが滞ってまいりますので、そうしたのはいかがでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 教育長。

○教育長（池田和博君） 本当に議員がおっしゃられますように、どこの学校も定数にしっかりと満たすぐらいの教員が配置できるのが本当に当たり前のことではあります。現在、これは国、県、特に西三河については教員不足、講師不足というのは大変大きな問題であります。幸田町におきましても、常勤の欠員を補充するだけではなくて、現在産育休に入っている先生もたくさんお見えでありますので、来年度早々、来年度についてもそうした方について欠員が生じるということもございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第18号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第19号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第19号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第20号議案の質疑を行います。

8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 国民健康保険税について伺いをしたいと思います。

この国保税につきましては、もう既に限度額は102万円に引き上がっており、さらに令和5年度は104万円になるというような見込みであります。本当に高く払えない国保税というふうになっておりますが、そういう中で平成28年度に県単位化になりまして、そして、県単位化になって、国保税は今度は標準保険料率でこれから計算をされるということで、その見込みといたしますか、その辺のところというのはどれぐらいの見込みでそのような方向になっていくのかお尋ねしたいということと、標準保険料で計算をされると、さらに国保税が高くなる、そのような方向も出されておりますが、この国民健康保険税についてどのようにお考えになられるかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 国民健康保険特別会計でありまして、当然、国民皆保険という中で国民健康保険が役立っている、支える大きな仕組みになっていることは間違いありません。市町村においてもそれぞれ特別会計に属しながら、国民健康保険税を課していくということですが、それぞれの自治体が独自にいろいろな条件整備をしながら、国保の財政をしっかりと整えていくということが重要ではあります。こういった一般的な社会保険とは違って事業主負担もない中で、やっぱり、これを支えていくということにおいても、全国的にある程度国みたいなところが運営等についてかなり協力を御指導いただく中で、市町村もそれを合わせていくという取組が必要じゃないかなと思います。そういった中で、令和4年11月に開催されました全国町村長大会におきまして、国民健康保険は我が国の国民皆保険制度の最後の砦としての役割を果たすべきとの立場から、国民健康保険の安定運営の確保が大会要望として採択されたということでありまして、特に全国町村長の総意でもありまして、要望実現に向けた政府国会の関係者へ強く要請しているところでありまして。

本町の状況等に鑑みますと、4年間この税は上げていないし、また、幸田町の立ち位置といたしますか、幸田町におきます加入者、国保税の指標としましての1人当たりの調定額等の資料を見ますと、愛知県全体の中で25位といたしますか、中間に位置しているという資料がございます。また、加入者1人当たりの滞納額につきましてもやはり同様に、中間的なところに位置しておりまして、収納率に関してもここ数年向上している状況であるといえると思います。ただ、市町村の責務であります保険税の徴収事業を適切に実施する必要があるという中で、賦課徴収に当たっては、加入者の皆様に対して親切丁寧な制度周知に留意し、御理解をいただくように努めていきたいというものでございます。今後、いろいろな成り行き等々の中で、やっぱり、国民健康保険の特別会計が一つの町全体の一般会計とのやりくりの中で、あまり赤字体質というのは好ましくないもので、それは相互調整は必要だと思いますけれども、あまり過大な負担等々を考えていく中で、現行の今の保険税の賦課と幸田町の全体の中での調定額等々を総体的に比較してみますと、幸田町の現状におきましては、それなりに取組ができていると私は認識をしております。

以上です。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 国民健康保険につきましては、皆保険制度の中で事業主負担がな

いという、そういうことでありますので、加入者にかなりの負担がかかってくる。そういう中で国あるいは県、そして町のほうから繰入れを行いながら運営をしている、そういう保険でございます。全国市長会の中では、国保税の引下げについても1兆円の国からの支援というのを求めながら、また、今町長がおっしゃいましたように、全国町村会の中でも国の支援を求めているのでございますが、なかなかそれが国の国庫負担というのは引き下がるばかりであります。やはり、一自治体の中ではとても払い切れない国保税になってきていることは、これは事実であります。そうした点におきまして、幸田町におきましては、県統一化に向けての標準保険料率、それが県統一になったときに一気に引き下がるのではないかとということで、基金をかなり積み立ててきているわけでありまして、これが4億以上に上がるわけであります。来年度は、この基金からの繰入れが1億3,000万ということで入ってきておりますが、一方、歳出を見ますと、今度は基金の積立ても出し入れの中で調整をしているというような状況であります。そうした点におきまして、やはり、今現在苦しくて払えないという、こういう状況の中で国保税の引下げというのは町民の願いであります。そういう中でこの基金の考え方について、標準保険料になる前までにどんどん積み立てていく考えで、さらに国の課税限度額も引き上げる、こうした国に倣えの姿勢でいくおつもりなのかを伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 基金の活用ということでありますけれども、最初に結論から申し上げますと、基金を活用した税率の引下げについては、現時点では考えてはおりません。ただ、今回の基金というものは将来に対する動きに対して適切に運用していく必要があるという認識であります。基金運用の考え方の一つであります、年度間における保険税負担の平準化を図るために、市町村が独自の基金を活用することで対応することは可能とされております。先ほど言いましたように、この基金を活用した上での税率を下げていくことは考えてはおりませんけれども、今、非常に重要なポイントとなりますのは、今後団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行が終わる2025年度に向けた後期高齢者支援金等の県納付金の大幅な増加が見込まれるということでもあります。令和6年度からの第3期愛知県国保運営方針というものがございまして、この中で実施時期が明記される保険税水準の県下統一に向けた被保険者世帯の過大な負担にならないような段階的な税率の引上げというようなことに対する激変緩和のために基金を活用させていただきたいことを最優先にしたいということでもありますので、この辺につきましては、まずはそちらのほうに向けた基金運用という形になろうかと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 基金活用につきましては、段階的な引上げに対応して大幅な引上げにならないようにしていくということの考え方で進んでいくということでもありますけれども、一面、国保税の一つの引下げといたしましては、これは子育て支援とも関わるわけでございます。18歳までの均等割に係る廃止による引下げということも可能になるわけでもあります。それには、やはり一般会計からの繰入れを増やししながら、そして子育て支援として取り組んでいくと。こういう方向というのはいかがでしょうか、お聞き

したいというふうに思います。国は未就学児の均等割の2分の1引下げをしまいでまいりました。やはり、これは一つの国保税の高い表れの対応でありますので、その辺につきましても十分考えていく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） お話がありましたように、子どもの均等割については本当に大きなテーマであります。先ほど申し上げました全国の町村長大会の要望としましても、国の負担割合の引上げと対象範囲の拡大ということについても採択をされたところがございます。今回子どもの均等割を廃止した場合、本町におきます令和4年9月末現在では、その影響額は1,140万円の税込減とされます。子どもの均等割につきましては、今年度から未就学児を対象としたお話がありましたように、子どもの均等割額の一律5割軽減を行っているところがございますが、町単独事業として、さらに18歳拡大をして均等割額を廃止した場合、今言いましたように税金における影響額は過大であるということから、今のところは町独自で廃止の考えは持っておりませんし、また近隣のほうもそれに合わせていくという愛知県内の自治体はまだまだ少ないかなと思っております。

また、現行の減免制度等につきましては町独自の減免制度、激変緩和だとか就学援助等におきまして独自の減免制度は継続してまいりたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第20号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第21号議案から第25号議案までの質疑を行います。

以上5件は、通告なしであります。

以上で、第21号議案から第25号議案までの質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま一括議題となっております第5号議案から第12号議案までの8件は、会議規則第39条の規定により、お手元に印刷配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

各常任委員会委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を、3月26日までに取りまとめ、来る3月27日の本会議で報告願います。

委員会の会議場は、お手元に印刷配付のとおりですから、よろしく願いいたします。



日程第

○議長（足立初雄君） 日程第3、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております第18号議案から第25号議案までの8件は、内容も非常に多岐にわたりますので、慎重審議を期するため予算特別委員会を設置し、これに付託し、委員の定数は議長を除く14名としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、第18号議案から第25号議案までの8件は、議員14名を予算特別委員会委員に選任し、付託することに決定しました。

ただいま設置されました決算特別委員会は、委員会条例第9条の規定により、委員長の互選をお願いします。

委員長の互選は、3月13日、月曜日、午前9時から議場においてお願いします。

なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員であります9番、稲吉照夫君をお願いします。

審査の結果は、3月26日までに取りまとめ、来る3月27日の本会議で報告願います。

ここで、日程変更について、お諮りいたします。

お手元に印刷配付の会期日程では、3月9日、木曜日は本会議となっておりますが、質疑は本日で全て終了しました。

よって、3月9日の本会議は休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、3月9日の本会議は、休会とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、3月27日、月曜日、午前9時から会議を再開いたしますので、よろしくお願いたします。

本日は、これにて散会といたします。

長時間、御苦労さまでございました。

ありがとうございました。

散会 午前11時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和5年3月8日

議 長

議 員

議 員